主 本件控訴は、何れもこれを棄却する。

当審における訴訟費用(国選弁護人友松千代一に支給した分)は、被告 人Aの負担とする。

被告人Bの弁護人鹿又文雄の控訴趣意第一点の要旨は、原判決第二十二 三の各窃盗未遂の点については、事実誤認か又は虚無の証拠によつて認定した違法がある。即ち原判示第二十二の窃盗未遂の証拠として、(一)被告人C、同B、同D、同Eの原審公判廷における各自白、(二)被害者Fの昭和二十四年九月十六日 附盗難届を挙示し、原判示第二十三の窃盗未遂の証拠として、(一)被告人C、同 G、同Bの原審公判廷における各自白、(二)被害者Hの盗難被害上申書を挙示し ているけれども、右の各自白は、原審第一回公判期日において、検察官の起訴状朗 読に対する罪状認否について、「その通りでありまして、別に争うことはありません」と供述したに過ぎないものであつて、犯罪事実に関して具体的に供述を為して自白をしたものでないから、自白と解することはできないものである。自白とは、個々の犯罪事実の内容を具体的に供述した場合を指すのであつて、起訴状の朗読に ついて、「然り」と同意したことのみを以て、自白をしたものと認むることはでき ない。殊に多数の被告人が共同して審理を受ける場合、不慣の被告人は、心理上、生理的にも混乱して一人の被告人が犯罪事実を肯定すると、それにつられて同様の 生理的にも混乱して一人の被言人が記事事実で目だすることではこうられて同様の 供述をすることが多く、本件の被告人Bも、共同被告人Cが「その通りで別に申上 げることはありません」と供述したのを見て、これにならつて不用意にも同様の供 述をしたものである。右のような供述は、証拠とすることができないものである。 而して原判決が右自白の補強証拠として掲げているFの盗難被害届(未遂に関する ものと認む)の記載を見れば、「私方は夜十一時頃に休みましたところ、朝家内が 起きて小用を済まして、床に入ると、しばらくすると土蔵の方向に変な物音がする ので、驚いて調べに起きると、土蔵の板と壁が三寸四方位破れて居りました」とあ つて、被告人等が土蔵内に侵入したことを認むることはできない。むしろ、被告人等は、土蔵の中に侵入しないで退散したことが認められる。なお、被告人B、同C、同Dの各供述調書を見れば、被告人等は窃盗の目的で、右土蔵に到り戸を開けようとしたが、ごそごそと音がして、家入に気付かれて、目的を遂げないで逃走した趣旨の供述記載があるので、前記被告人等が共謀して、F方の土蔵内に侵入して、物品を容取すがく、土黄の時を確しかけたが家人に気けかれたので侵入を終った。 物品を窃取すべく、土蔵の壁を破りかけたが家人に気付かれたので侵入を断念して 逃げたことが認められるに過ぎない。原判決第二十二のように土蔵内に侵入した上 物色したと云う事実は、認めることはできない。次に原判決第二十三の補強証拠と して掲げてあるHの盗難被害上申書の記載を見るに、「私方家族は、当日午後十 は関係である日の金乗板音工中音の記載を見るに、「私力家族は、当日十後十一時頃就寝しましたが、その頃異状がなかつたようでしたが、翌朝五時半頃土蔵の入口の所まで行つたら、入口の扉の南京錠が何ものかに破壊され、且つ扉が開いて居りましたので、驚いて土蔵内を調べてみましたが何も盗まれて居りませんでした」とあるだけであるから、被告人等が右の土蔵内に侵入したかどうか不明である。むしろ侵入したことを認むることはできないものと思う。被告人日の司法警察員に対する第三回供述調書によれば、おまば侵入する。 土蔵に侵入すべく、錠を切つたが中に入らない中に夜が明けたので、発見されるの を虞れ逃げ去つた趣旨の供述記載があるので被告人等は、土蔵に侵入すべく、外扉 の施錠を破壊したが、内扉を開けることができす、夜が明けたので、逃げ帰ったことが認められる。従って原判決第二十三において、土蔵内に侵入して物色したとあるは、事実誤認又は虚無の証拠によって事実を認定した違法があると謂うにある。 よつて案ずるに、検察官の起訴状朗読に対し、被告人が任意に「その通り相違あ りません」とか「その通りです」と供述した場合、被告人が起訴状記載の犯罪事実 を自ら供述したものと全く同一に解すべきものであることは疑のないところであ る。被告人は、公判開廷前、起訴状の謄本の送達を受け、これを読んでいるのが通常であるから、その内容を十分に知つている筈であるし、又公判廷において、検察官が朗読して、これに被告人が答える場合「その通りです」と供述したときは、被 告人が犯罪事実の内容を更に繰反して供述するの煩を避け、起訴状の内容を引用し てその通り供述したものと認むべきであるから、右供述は法律上、自白として取り 扱うのに何等の違法はない。これは裁判官又は検察官、司法警察員等が被告人又は 被疑者を取り調べるに際し、他の書面を読み聞かせて、その答弁を求める場合「御 読み聞けの通り相違ありません」と供述するのと全く同じで、その場合法律上、読み聞かせた通り供述したものと認むることは、適法であるから、本件のように起訴

状朗読の後「その通りです」と供述したことを、原審が自白として取扱つたことは、違法ではない。然れども右のような供述は、正確性に乏しいことは所論の通りであるから、注意しなければならぬことは当然である。法律知識にとぼしく又は経 験に浅い被告人は起訴状記載事実の個々のこまかい事実に注意を向けず、全体とし て結論を認める趣旨で、「その通りであります」と答える場合が多く、それ故開き なおつて犯罪事実のこまかいところを尋ねると否認することのあることは、経験上 明らかであるから、これを自白として取り扱うには十分に注意しなければ、被告人の内心の意思に反する場合がある。然れども被告人が後に訂正したり、又は錯誤に よつて供述したことが、明らかにせられない限り、右の供述は任意の自白として証拠能力があることは、疑がない。本件において、被告人Bが、錯誤により、右の自白をしたことを認むるに足る証拠もなく、公判開廷中、右の供述をひるがえした り、訂正したこともないので、原審が同被告人の右のような供述を自白として取り 扱つたことは、証拠法則に違反するものでない。なお共同被告人の自白は互に補強 しあつて、有罪認定の証拠となることは、判例の示すところであるから、本件において、原判示第二十二、第二十三の窃盗未遂の事実については、共同被告人がすべ て自白して居り、これを証拠としているから、他に補強証拠がなくても有罪と認定 し得るものである。然れども原判決が補強証拠として掲げているFの盗難被害届 (原判示第二十二に関するもの)、Hの盗難被害上申書(原判示第二十三に関するもの)の各記載によれば、被告人等は窃盗の目的で、F方の土蔵に侵入しようとし て、同家の邸宅内に入り土蔵の壁の一部を破壊したが、家人に発見せられて逃走し たこと、H方の土蔵に侵入しようとして、同家の邸宅内に入り、土蔵の扉の南京錠を破壊し外扉を開いたが、夜が明けて家人に発見せられることを虞れ逃走したことが認められ、土蔵内に侵入して物色したことを認めることはできない。本件記録を 精査するも、前記の被告人等の自白を除いては、土蔵内に侵入したことを認むるに足る証拠はない。従つて、右の自白は、土蔵内に侵入したことに関しては、被告人 等が法律知識に乏しく不用意に為したものとして証明力がなく、原判決が判示第二 十二及び第二十三に為いて土蔵内に侵入して物色したと認定したのは、事実を誤認 ー及び第二十二に続いて工廠内に及べてて初日したことにかは、事実を誤認したことになる。然れども、一般に窃盗の目的で、〈要旨〉他人の住家に侵入しようとしたときは、窃盗の著手があつたものと認むることはできないけれども、土蔵内の〈/要旨〉品物を窃取しようと思つて、土蔵に侵入しようとしたときは、窃盗の著手があつたものと解すべきである。「実行の著手」について、主観説をとるときは、何れの場合にも著手があったものと解することができるが、主観説即も他人の は、何れの場合にも著手があつたものと解することができるが、主観説即ち他人の 財物の事実上の支配を侵すにつき、密接せる程度に達せる場合には、著手があるも のと解するときは、住家の場合は、被告人の主観を除けば、窃盗するのか暴行する のか姦淫するのか客観的には判明しないので、窃盗の著手をしたものと認めること はできないが、土蔵の場合には、通常窃取すべき財物のみがあつて人が住んでいな いのが通常であるから、これに侵入しようとすれば、右の財物を窃取しようと企てていることが客観的にも看取することができる。これは、たんすの中の物を取る積りで、抽斗に手を掛けて開きかけた場合や、トランクの中の物を取る積りで、その 錠を破壊して開きかけた場合に窃盗の著手があつたものと解するのと全く同様であ ると解すべきである。従つて本件において被告人等が窃盗の目的で土蔵に侵入しよ うとして土蔵の壁の一部を破壊したり、又は外扉の錠を破壊してこれを開いたこと は、窃盗の著手をしたものと解すべきであるから、原審が原判示第二十二及び第二十三の事実を窃盗未遂と断じたのは不当であつて、原審が土蔵内に侵入して物色したと云う点については事実を誤認しているけれども、右の誤認は判決に影響することと云う点については事実を誤認しているけれども、右の誤認は判決に影響すること とが明らかでないものと解すべきである。以上の諸理由によつて、論旨は採用する ことができない。

被告人Bの弁護人橋本福松の控訴趣意第一点の要旨は、原判決は理由不備である。原判決は、被告人Bに対し、判示第二十二の罪に付懲役二月に、判示第二、第二十一、第二十三の各罪に付懲役八月に処する判決を為し、その適条において、判示第二、第二十一の所為は、刑法第二百三十五条第六十条に、判示第二十二、第二十三の所為は、同法第二百三十五条第二百四十三条第六十条に、第二、第二十二の所為に付、同法第四十五条前段第四十七条第十条を適用しているのみで、判示第二十二の罪と既に確定裁判のあつた罪(昭和二十四年十月十一日半田の表裁判所において遺失物横領罪により罰金三千円に処せられ、同月二十三日確定したもの)とが併合罪となる旨を明らかにしながら、刑法第四十五条後段を適用しなかつたのは、理由不備であると謂うにある。

よつて案ずるに、被告人Bの原判示第二十二と原判示第二、第二十一、第二十三

との間には、所論の通りの確定裁判があるので、刑法第四十五条後段を適用して、 これを判決に掲げるのが正当であるけれども、原審は、原判決において右の確定裁 判のあることを明らかにし、事実上、刑法第四十五条後段を適用して、刑を懲役 月と懲役八月とに分けているから、法令の適用を示すに際し、同法条を遺脱した。 とは、判決に少しも影響することはないので、論旨は、採用することができない。 同第二点の要旨は、原審は、訴訟手続に違法がある。即ち原審第五回公判調書中の第十八葉と第二十葉との間(五三三丁乃至第五四五丁)、第二十葉と証人の宣誓 書との間(五三六丁)との間に契印を欠いている。更に第八回公判調書中の第一葉 と第二葉(五七一丁五七二丁)との間にも契印を欠いている。右は何れも刑事訴訟 規則第五十八条第二項に違背せるもので、公判調書として効力がないものであると 謂うにある。

よつて案ずるに、原審第五回公判調書中の五三四丁乃至五三六丁の間に契印がないこと、第八回公判調書中の五七一丁と五七二丁との間に契約がないことは、所論の通りで、右は、刑事訴訟規則第五十八条第二項に違反するけれども、右の各公判調書の記載を見るに、他の方式は正確に履行されて居り、その内容も偽造又は変造があつたことか認められないから、右の契約を欠くだけでは公判調書の効力には影響がないのである。論旨は理由がない。

被告人Bの弁護人橋本福松の控訴趣意第三点の要旨は、原判決の量刑は不当である。被告人Bは、主犯者Cに誘惑されて、本件を犯したもので、二回は未遂に終っている。原判示第二については、見張をしただけで、比較的軽い程度の加担行為であって、盗品はCが処分して、被告人は二回に合計金四千五百円を貰つたに過じいる。その後更に金五万円を弁償して、全部弁償済である。原判示第二十一のおいる。その後更に金五万円を弁償して、全部弁償済である。原判示第二十一のある。本の後更に金五万円を弁償して、全部弁償済である。原判示第二十一のある。本の後更に金五万円を弁償して、全部弁償済である。原判示第二十一のある。本の後更に金五万円を弁償を表している。被告人B方は、父は死亡し、母、祖母、帝して被告人の母が弁償を為している。被告人B方は、父は死亡し、母、祖母、帝して被告人の母が弁償を為している。被告人と対しているの持続にない。有のような被告人に対し実刑を科するのは不当であると謂うにある。

よつて本件記録を調べて見るに、被告人Bは原判示第二及び第二十一の通り、窃盗を爲し、原判示第二十二及び第二十三の通り窃盗未遂を為し、原判示第二の被害額は、相当多額に達していて、何れも集団窃盗で悪質である。被告人Bとしては原判示の通り確定判決を受けた前科があるので、爾後は十分に改心すべきに拘らず、三回に亘り犯罪を犯していることは遺憾である。然れども被告人Bは年齢が若く父は既に死亡して居り、母親は生計苦しい中から、弁償を為していて、被告人を善することを誓つて居り、弟三人があつて、被告人としては、家庭の中心として働かねばならぬ身であることが明らかに認められる。

以上のような諸般の事情と被告人Bが本件犯行を為すに至つた動機、犯行の態様、共犯者中の地位等とを綜合して、考えるときは、原審の量刑は、重すぎるとは思われないから、論旨は、何れも採用することができない。

被告人Gの弁護人橋本福松の控訴趣意第一点は、前記被告人Bに対する同弁護人の控訴趣意第一点と全く同旨であるから、これを引用する。而してこの控訴趣旨が理由のないことは、前記の説明の通りであるから、これを引用し、重ねて説明しなくても明らかであろう。

同被告人の弁護人橋本福松の控訴趣意第二点の要旨は、原判決の量刑は、不当である。被告人Gは、何れも主犯者Cに誘惑されて、本件犯行に加担したもので、原判示第二の窃盗によつて得たる分配金は、二千円であつて、被害品の一部は還付され共同被告人Bの母が一万円と五万円とを弁償していて、全部弁償済である。その他の犯罪によつて得た利益の分配金は、合計四千四百円であるに過ぎない。被告人Gの家庭は父母と弟妹の九人家族で生活は苦しいようである。

同被告人も小学校卒業後終戦まで職工をしていたが、その後仲仕人夫として働いていたものである。被告人Gは前非を悔い両親の監督の下に真面目に働き、更生の途をたどつているから、かかる被告人に対し原審のような実刑を科することは不当でなると思うになる。

であると謂うにある。

よって案ずるに、被告人Gが有罪と認定せられた犯罪事実は、原判示の第二、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第二十三、第二十四の十五回に亘り被害額も相当に多額であること、而も集団的に敢行され被害も自らは弁償していない。而して共犯者中占めた地位、犯行の動機、年齢、家庭の事情経歴等諸般の情状を綜合するときは、原審の量刑は重すぎることはないので、論旨は採用することができない。

被告人Iの弁護人平野安兵衛の控訴趣意の要旨は、原判決の量刑は不当である被告人Iは友人に誘われて、本件犯行に参加したが、窃盗の犯行については運搬をにしたり、他の共犯者が犯行を初めてから後に参加する等消極的の行為をしただけで、附隨的な地位を占めているに過ぎない。恐喝についても、被告人Iは二間位離れた所で見ていただけで、共犯者と認定するのは、無理な位である。而して被告人Iは、誠意を以て被害者に五千円を出して弁償している外、本件において有罪とされなかつた窃盗の被害者に対しても弁償を為したのである。被告人Iには、強盗未れなかつた窃盗の被害者に対して軽微な事案で執行猶予となつて居り、本件は右事に累を及ぼすことを虞れたがためである。被告人Iは、年齢も若く、温和な青年で、経歴、家庭の事情から考えて、執行猶予を求むと謂うにある。

で、経歴、家庭の事情から考えて、執行猶予を求むと謂うにある。 よつて案ずるに、被告人Iに対して、原判決が有罪とする犯罪事実は、原判示第三窃盗と原判示第二十九の恐喝でその犯行の回数は他の被告人に比べて少いようであるが、原判示第四乃至第六も、被告人Iが関係していることは、認められるけれども、被害者」と親族関係にあるため、処罰されなかつただけで、悪質な犯罪を担ていたことは争がないところである。而して、被告人Iには、本件犯行後の犯罪ないたことは争がないところである。而して、被告人Iには、本件犯行後の犯罪ないたことは争がないところである。而して、被告人Iには、本件犯行後の犯罪とは関するものであるが、昭和二十四年十一月十八日名古屋地方裁判所半田支部にといて強盗未遂罪により、懲役三年執行猶予三年の判決を受けて居り、右の事実と本件犯行の動機、態様、共犯者中において占めた地位、弁償を為した点等と被告人Iの経歴、家庭の事情等諸般の情状を綜合するときは、原審の量刑は相当で、論採用することができない。

被告人Aの弁護人友松千代一の控訴趣意の要旨は、原判決の量刑は不当である。本件犯行は昭和二十二三年頃の犯行であり被害者に対しては、何れも一部弁償をしている。被告人Aは、昭和二十五年四月名古屋高等裁判所において窃盗罪により、懲役十月執行猶予三年の判決を受けたが、これは旧刑法によれば本件と連続一罪として処罰されるべきものである。而して被告人Aは真面目に働きつつ更生を誓つているので、再犯の虞はない。以上の諸点を無視した原審の量刑は不当であると謂い

被告人Aの弁護人林武雄の控訴趣意第一点の要旨は、原判決の量定は不当である。被告人Aには、執行猶予中の前科があるが本件は、右前科の犯罪以前の犯行の犯して、旧法当時であれば、併合して審理して貰えたもので、そうなると本件のより軽く処罰されることは当然である。被告人Aが本件犯行に参加したのは金ものは、人Aの地位は、全く従属的であつたのである。次に原判示第二十八の名についても、被害者Lの方から盗品の処分方を依頼したもので、同人がこれを引いるがら売却を怠つていたので、恐喝したに過ぎないから、左程悪質なものでは、被告人Aは、被害者Lに対しては、全額他の被害者に対しては、一部分に対しては、現在真面目に職工として働いているものである。家庭も円満であり、下の、現在真面目に職工として働いているものである。家庭も円満であり、方のと供合審理されたならば、或は執行猶予になったのであろうことも想像せられる事案であるから、本件についても御寛大な量刑を求むと謂い、

同第二点の要旨は、原判決第二十八の恐喝については、事実誤認がある。原判決 挙示の証拠によるも、右事実を認定することは、できないと謂うにある。

右第二点について。 被告人Aに対する原判示第二十八の事実は、原判決挙示の証拠によつて、十分に 認定することができる。即う、被告人Aは、原審公判廷で、原判示第二十八と全く 同一の公訴事実を認め、これを補強するに足る被害者しの上申書の記載があるの で、原審が右寄証拠を綜合して、右犯罪事実を認定したのは、相当で論旨は理由が ない。

量刑不当の論旨につて。 被告人Aは、前記の原判示第二十八の恐喝の外に、原判示第二十九の恐喝と、原 判示第三及び第五の窃盗があり、その犯行の態様共犯者中の地位、被害金額、弁償 の程度等と被告人Aの経歴、家庭の事情、前科のある点等諸般の情状を綜合すると きは、原審が被告人Aに対し、懲役一年の実刑を科したのは、重すぎるとは思われ ないから、論旨は何れも採用することができない。

被告人Mの弁護人友松千代一の控訴趣意の要旨は、原判決の量刑は不当である。 被告人Mは、前後五回に亘つて犯行を重ねているが、その動機は何れも、共同被告人Cに誘われて加担したもので、被告人Mにおいて、積極的意思活動は全く認められなかつたのである。被告人Mは、妻と二八の子女を有し、真面目な家庭生活を営 んでいるものて、目下工員として、一家の生計を維持していて、改悛の情顕著なも のがあるから、原審の量刑は不当であると謂うにある。 よつて案ずるに、被告人Mは、昭和二十一年五月三十日名古屋区裁判所で窃盗罪

により、懲役二年に処せられ、右罰の執行終了後、本件を犯したもので、本件にお いても、原判示の通り、五回に亘り窃盗を為して居るので、その犯行の態様、動機、被害金額と被告人Mの家庭の事情、経歴等を綜合して考えて見ても、原審が被告人Mに対し、懲役一年の実刑を科したのは重すぎるものとは思われないから、論旨は採用することができない 旨は採用することができない。

被告人Dの弁護人平野安兵衛の控訴趣意の要旨は、原判決の量刑は不当である。 即ち被告人Dが本件に参加したのは、何れも主動的でなく、共犯者Eが積極的に犯 行を推進したのに比べると、被告人Dの行動は、従属的なものと謂うことができる。而して本件については、現品の存していたものは返し、その他は辨償を為している。被告人Dには強盗未遂の前科があり、その前科は執行猶予になつているが、 その犯行も軽微なもので、本件犯行はその前科の犯罪事実より前のものである。被 告人口は、上品で、温和な青年で、年齢も若く、経歴、家庭の状況についても、 条件はなく、前科の執行猶予によつて、全く更生していたのに、本件によつて処罰 せられねばならぬことは、同情に値する。以上の諸事情御斟酌の上、御寛大に願う と謂うにある。

よつて案ずるに、被告人Dは、原判示第二十二の窃盗未遂を為した外、原判示第 二十五乃至第二十七の窃盗を為して居り、その被害金額も少くなく、而かも本件以 外に昭和二十四年八月十七日頃強盗未遂を為しで、懲役三年執行猶予三年の判決を受けているので被告人口は、本件犯行当時、数回に亘る窃盗又は強盗を為していたことになる。右の事実と被告人口が本件犯行を為すに至つた動機、家庭の事情等諸 般の情状を綜合するときは、原審が被告人口に対し、懲役十月の実刑を科したの は、決して重くなく、論旨は、採用することができない。 よつて刑事訴訟法第三百九十六条により、本件控訴を何れも棄却し当審におい

て、国選弁護人友松千代一に支給した訴訟費用は、刑事訴訟法第百八十一条によ り、被告人Aの負担とする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 堀内齋 判事 鈴木正路 判事 赤間鎭雄)